

<1>

入札公告

公告第54号
令和5年4月20日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第142条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂男

記

1. 対象工事

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | (継続)改良第1号 |
| (2) 工事名 | 畔地浄水場非常用自家発電設備更新工事 |
| (3) 工事場所 | 南魚沼市 畔地 地内 |
| (4) 工種 | 電気工事 |
| (5) 工事期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日まで |
| (6) 工事概要 | 非常用自家発電設備更新工事 1式
(ガスタービン発電装置 3φ 6.6KV 500KVA 1基) |

2. 設計書及び図面を閲覧する日時及び場所

- | | |
|----------|---|
| (1) 閲覧日時 | 令和5年4月20日(木) 午前8時30分から
令和5年5月10日(水) 午後4時まで |
| (2) 閲覧場所 | 南魚沼市ウェブサイトに掲載 |

3. 参加申請書類の提出期限及び場所

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和5年5月10日(水) 午後4時まで |
| (2) 提出場所 | 南魚沼市役所本庁舎 総務部 財政課 契約検査班 |
| (3) 提出書類 | 入札参加申込書、特定共同企業体入札参加資格審査申請書、特定共同企業体協定書、構成員一覧表、令和4・5年度入札参加資格審査申請時の経営事項審査結果通知書の写し |
| (4) 提出部数 | 各1通 |

4. 参加資格の決定及び確認について

提出書類を審査し、令和5年5月12日（金）午後3時までに不適合者に通知する。

5. 入札及び開札の日時、場所、入札方法

- (1) 入札日時 令和5年5月17日（水）午前11時
- (2) 入札場所 南魚沼市役所本庁舎2階 大会議室
- (3) 入札方法 従前とおりの紙入札とする。電子入札は行わない。

6. 入札参加資格要件

- (1) 当該工事は、建設業法に定める電気工事の特定建設業の許可を受け、令和4・5年度の南魚沼市入札参加資格審査による電気工事の等級がA級の者を代表者とし、電気工事の等級がA級又はB級の者で構成される特定共同企業体（構成員は4者を限度とする）であることを参加要件とする。

なお、特定共同企業体の結成方法は自主結成とする。

特定共同企業体該当者については、別紙1「(参考) 該当候補業者一覧表」参照のこと。

- (2) 入札に参加しようとする者（特定共同企業体の場合はすべての構成員）は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登載されている者
 - ② 建設業法に基づく許可を受けた事業者で、南魚沼市内に主たる営業所を有する者又は南魚沼市から特別認定市内業者の認定を受けている者で南魚沼市内に営業所を有する者
 - ③ 令和4・5年度の入札参加資格審査申請時の電気工事の年間平均完成工事高が1,000万円以上の実績のある者
 - ④ 当該工事に対応する建設業許可業種に係る監理技術者又は国家資格等を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること
 - ⑤ 当該工事の参加資格審査申請書の提出日から入札日までの期間に、南魚沼市建設工事請負業者等指名停止措置要綱及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
 - ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）
 - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）
- (3) 特定共同企業体として入札参加申請を行う場合、構成員の最小出資比率は次によること。また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
 - ア 構成員が2者の場合 30%
 - イ 構成員が3又は4者の場合 20%

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和5年5月10日(水)午後4時までに財政課 契約検査班に提出（メール：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。

(2) 回答方法

令和5年5月12日(金)午後3時までに財政課前廊下に掲示するとともに、参加資格を有する入札参加申込者（特定共同企業体の場合は代表者）にメールで送信する。

8. 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9. 契約保証金

請負代金の100分の10以上を納付すること。

ただし、契約保証金に代わる担保となる下記のいずれか

①有価証券の提供、②金融機関の保証、③保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、④公共工事履行保証証券（履行ボンド）、⑤履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

10. 入札方法

(1) 入札回数は2回を限度とする。（入札1回、再入札1回）

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札時には工事内訳書を持参し、提出すること。

(4) 特定共同企業体の入札書には、特定共同企業体名及び構成員全員の住所・商号・代表者名を記載し押印すること。代理人入札の場合は、併せてその下部に代理人の氏名を記載し押印することとするが、この場合には代表者の押印は不要とする。

(5) 代表者が入札するときは本人の名刺を、代理人が入札するときは委任状（特定共同企業体の場合は構成員全員の住所・商号・代表者名を記載し押印したもの）を入札書に添付すること。

(6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11. 予定価格

事後公表とする。

12. 最低制限価格

有（最低制限価格未満の入札者は、再度入札できない。）

13 支払方法

- (1) 前 金 払 する。 当該年度の支払限度額の10分の4以内の額とする。
- (2) 中間前金払 する。 ただし、前金払をした場合に限る。
- (3) 部 分 払 する。 回数等は南魚沼市建設工事請負基準約款別表の区分に従うこととし、工事出来高の90パーセント以内の額（当該工事出来高に係る前金払額及び中間前払額並びに部分払として既に支払った額を除く）とする。ただし、前金払及び中間前金払を受けた者は部分払をそれぞれ1回受けたものとみなす。

なお、本工事の予算については2か年の継続費を設定している。各年度における上記支払額の合計は、継続費の年割額に応じて契約締結時に定める各年度の支払限度額を上限とする。

14. 一括下請の禁止

工事の全部又は大部分を、一括して第三者に下請させてはならない。

15. その他

- (1) 入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同建設工事請負基準約款及び南魚沼市の指示による。
- (2) 落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。
- (3) 入札についての問い合わせは、南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班 とする。

TEL 025(773)6671